

高齢者福祉

問 高齢者支援課 ☎25-3139

▶ 介護保険周辺サービス

■ 訪問系サービス

「食」の自立支援配食サービス

認知症や身体状況などで食の確保が困難な人(介護保険給付対象者を含む。)に対して、食事の提供や安否確認を行います。利用は1日1食、週2~6食

利用料 1食450円

■ 用具・用品の給付・貸付サービス

紙おむつ購入助成券の支給

紙おむつ(フラット式、パンツ式、テープ式、尿とりパッドなど)が購入できる助成券を年4回支給します。

対象 65歳以上で市内に住所を有し、在宅で生活している要介護3以上で常時おむつが必要な者又はその者を介護する親族等

いきいきパスや障害者福祉タクシー乗車券の交付を受けている人は、返還してください。介護保険施設などへの入所者は対象外です。

支給額 要介護4または5に認定されている人 月額4,000円
要介護3に認定されている人 月額2,000円

緊急通報装置の給付

ひとり暮らし高齢者などに、緊急時にボタンを押すだけで消防局に通報する装置を給付します。緊急時に通報を受ける協力員が必要です。

利用料 設置料6,600円(生活保護世帯は無料)

日常生活用具の給付

火の取り扱いに不安があるひとり暮らし高齢者らに、火災警報器や電磁調理器を給付します。

利用料 世帯の生計中心者の市民税額に応じて費用負担あり。

車いすの無料貸付

問 社会福祉協議会 ☎32-3510

一時的に車いすが必要な人に、短期間(1ヵ月以内)無料で貸し出します。

■ 入所系サービス

養護老人ホーム

在宅での生活を継続することが困難な人に、生活の場を提供し、生活向上の支援・指導を行います。

利用料 入所者や扶養義務者の負担能力に応じて負担金が必要です。

シルバーハウジング

問 県営阿賀住宅:ビルックス(株) ☎74-5963

市営坪ノ内アパート:(株)くれせん ☎32-2488

高齢者に配慮したバリアフリー対応の住宅に生活援助員を配置し、緊急時の対応や安否確認などのサービスを提供する公的賃貸住宅です。

利用料 通常の家賃のほか、世帯の所得税額に応じて負担金(生活援助員の派遣に要する費用)が必要です。



生活支援ハウス

問 蒲刈高齢者生活福祉センター ☎66-1165
豊生活支援ハウス ☎66-2244

在宅で自立した生活が困難な高齢者や障害者のための入所施設に、生活援助員を配置し、自立的生活の援助を行います。

利用料 入居者の負担能力に応じた利用料と光熱水費の実費が必要です。

■短期入所系サービス

軽度生活援助ショートステイ

日常生活を営むのに支障のある高齢者の家族が、病気などで一時的にお世話できないとき、養護老人ホームなどに短期間入所できます。65歳以上の介護保険給付対象外の高齢者が対象です。

利用料 1日1,750円(生活保護世帯は無料)

■家族介護者支援サービス

家族介護慰労金支給事業

次の条件をすべて満たしている高齢者を同居などで介護している家族に、慰労金(年間1回10万円)を支給します。

- ①1年以上市内に住民票がある65歳以上の人
- ②過去1年間(入院期間を除く)、介護保険サービス(1週間の短期入所を除く)を受けていない人
- ③②の間、引き続き、介護保険で要介護4または5に認定されている人
- ④市民税非課税世帯の人(家族全員非課税であること)

■その他サービス

いきいきパスの交付

JRバス・さんようバス・広島電鉄バスのクレアライン線および広島空港線を除く市内路線バスが一乗車100円で利用できます。

※運賃140円以下の区間は無料

対象 満70歳以上の高齢者(障害者福祉タクシー乗車券・紙おむつ購入助成券の交付を受けていない人)

申請に必要なもの

窓口に来られる人の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・運転免許証など)

※名称等は、PASPY終了に伴い変更する可能性があります。

老人福祉センター みはらし荘

問 老人福祉センターみはらし荘 警固屋8丁目17-1
☎28-3137

60歳以上の人を対象とした、教養の向上と福祉の増進のための施設です。

老人クラブ

問 老人クラブ連合会事務局(高齢者支援課内)
☎080-8985-2562

おおむね60歳以上の人を対象に、教養の向上、地域社会での交流、健康の増進などの自主的な活動をするために結成された団体です。

すこやかサポート事業

問 環境業務課 ☎74-9100

要介護2以上に認定されている65歳以上のみの世帯または障がい者のみの世帯で、ごみ出しが常時困難な世帯を対象に、玄関先からの個別収集を行います。

介護マーク



介護をする人が、介護中であることを周囲に理解してもらうマークです。

配布場所: 高齢者支援課、各市民センター、各高齢者相談室(地域包括支援センター)

寝たきり高齢者等訪問歯科診療

問 歯科医師会 ☎25-4441



福祉

▶ 高齢者相談室(地域包括支援センター)

専門職員(保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー)が、保健・医療・福祉についての相談・支援などに24時間体制で対応しています。

内容

- ◎在宅介護や福祉・介護サービスなどに関する総合相談
- ◎成年後見制度、高齢者虐待などに対する相談・支援
- ◎総合事業対象者、要支援1・2と認定された人などへのケアマネジメント、サービス利用調整
- ◎ケアマネジャーの支援、地域ケア体制の構築

地域	住所	連絡先
中央地域	本町9-13	20-6307
天応・吉浦地域	狩留賀町3-16	31-8390
昭和地域	焼山西3-4-17	30-5666
宮原・警固屋地域	警固屋3-6-29	27-5444
東部地域(阿賀・広・仁方・郷原)	広古新開2-1-3	76-3333
川尻・安浦地域	安浦町中央1-3-17	70-6662
安芸灘地域(下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)	蒲刈町宮盛1-2	66-1115
音戸・倉橋地域	音戸町高須3-7-15	27-8980

▶ 地域相談センター

高齢者相談室の協力機関として、地域の高齢者の心配ごとや悩みごとなどにお応えします。

内容

- ◎高齢者の在宅介護や保健福祉サービスなどに対する相談
- ◎高齢者福祉サービス(介護保険以外)利用の支援
- ◎地域における介護予防に関する教室の開催

センター名称	住所	連絡先
常楽園	警固屋9-1-1	28-0555
呉ベタニアホーム	中通4-9-17	32-5982
栃ノ木荘	栃原町150-2	34-2755
コスモス園	焼山北3-21-5	34-4001
後楽荘	焼山町字打田623	34-5004
もも	吉浦中町1-4-1	31-0100
延寿荘	広町字中横路2445	71-1678
郷原の里	郷原町11882-12	77-1558
成寿園	広町字白石免田13010	71-1515
仁風園	仁方西神町35-11	79-0112
呉市社会福祉協議会(下蒲刈)	下蒲刈町下島1713-1	65-3122
恵の海	川尻町西6-10-1	87-0285
あかさき園	音戸町畑1-2-51	56-2555
春香園	安浦町内海北1-2-42	84-3118
豊浜	豊浜町豊島3082-28	68-4800
豊寿園	豊町大長6000	66-3300

▶ 介護予防事業

問 高齢者支援課 ☎25-3104

■ 通所系サービス

高齢者筋力向上トレーニング(無料)

転倒予防などのため、高齢者向けトレーニングマシンなどで筋力の維持向上や歩行能力の改善を図ります。

おたっしゃ筋力アップ教室(無料)

介護予防全般(運動機能向上・栄養改善・口腔ケアなど)に関する総合・実践講座です。教室終了後は自分たちで筋力の維持・向上ができるよう支援します。

すこやかサロン

まちづくりセンターなどで介護予防や認知症予防を目的とし、レクリエーションや軽体操、趣味活動などの交流の場を提供しています。

利用料 無料または100円程度(実費負担あり)

きてくれサロン

介護保険施設などで介護予防や認知症予防を目的とし、軽体操・レクリエーション・茶話会など、交流の場を提供しています。

利用料 1回50円または100円(実費負担あり)

貯筋グループ

住み慣れた地域でいつまでも元気に自立した生活を送るため、週1回程度、地域住民が集まってDVDを見ながら、みんなで筋力アップを目的とした体操を行います。

ふれあい・いきいきサロン

地域の人が老人集会所などで自発的に行っているサロンです。

社会福祉協議会 ☎25-3505

■ その他のサービス

認知症初期集中支援チーム

認知症の方や認知症が疑われる方のご自宅を訪問し、自立した生活のサポートをする専門職のチームです。

認知症サポーター養成事業

認知症高齢者らが安心して暮らせる地域社会づくりのため、地域住民らで支援を行う「認知症サポーター」を養成します。

認知症高齢者やその家族を支えるため、声かけや見守りなどの役割を担っていただきます。

■ 聴こえる楽しみ事業

高齢者補聴器等購入補助

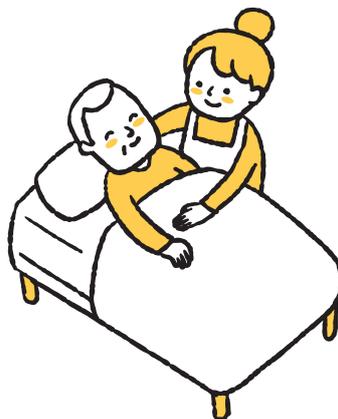
聴力機能の低下により、日常生活に支障がある65歳以上の市民の方へ、聴こえと対話を支援し、社会参加や地域交流を目的として補聴器等の購入費の一部を助成します。

必ず購入する前に申請が必要です。

■ 家族介護者支援サービス

GPS端末機の購入補助

ひとり歩きによる認知症高齢者の事故防止のため、位置情報検索システム(GPS)機能による端末機の購入費などを補助します。必ず購入する前に申請が必要です。



障害者福祉

問 障害福祉課

☎25-3135 FAX25-2522

▶ 障害者手帳

■手帳の交付

身体に障害(視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の障害)のある人は、本人の申請によって身体障害者手帳が交付されます。

知的障害のある人には療育手帳が、精神障害のある人には精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

■手帳申請の手続き

各手帳の交付・再交付申請、住所・氏名の変更の届出、手帳の返還は、障害福祉課、各市民センター、保健出張所などで受け付けていますが、手帳の種類によって受付窓口が異なります。詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

■手帳の更新

身体障害者手帳の更新

手帳に有効期限のある人は再認定手続きが必要です。対象者の人には、約2カ月前に案内を送ります。

療育手帳の更新再判定(要予約)

次回再判定期日のある人は、更新手続きが必要です。西部こども家庭センターの職員がお受けします。

日時 毎月2回

場所 広市民センター4階(児童療育・相談センター内)、すこやかセンターくれ2階

精神障害者保健福祉手帳の更新

手帳の有効期限は2年間です。有効期限の3カ月前から申請できます。医師の診断書などが必要です。

▶ 各種支援サービス

■障害がある人に対する援助(一定の要件が必要)

各種手当の支給

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当
詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を支給します。

重度心身障害者医療費支給制度

重度の障害がある人で、本人と配偶者、扶養義務者が一定の所得要件を満たしている場合は、医療費の自己負担額の一部を支給します。

呉市いきいきパス等の交付

①、②、③から一つの制度の選択となります。

①呉市いきいきパス

呉市内の広島電鉄(株)、瀬戸内産交(株)、生活バスのバス料金が無料となるICカードを交付します。

※名称等は、PASPY終了に伴い変更する可能性があります。

②紙おむつ購入助成券

年間24,000円を限度に購入助成券を交付します。

③福祉タクシー乗車券

年間18,000円を限度にタクシー券を交付します。人工透析を受けている場合は上乘せがあります。

■障害福祉サービスなどの利用に係る費用の支給

本人(児童の場合は保護者)の申請によって、支給が決定されます。

障害福祉サービスの利用

居宅介護(身体介護、家事援助などのホームヘルプサービス)、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、入所施設、グループホームなどの利用に当たり、その費用の一部を支給します。

障害児通所支援の利用

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの利用に当たり、その費用の一部を支給します。

地域生活支援事業の利用

移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなどの利用に当たり、その費用の一部を支給します。

補装具の購入または修理

身体障害者手帳を所持する人に、身体機能を補う用具または代替する用具を購入・修理する費用の一部を支給します。

日常生活用具の購入

重度の障害がある人に、日常生活における便宜を図るための用具(品目は、障害の部位と程度により限定)を購入する費用の一部を支給します。

障害者等の相談支援

日常生活、障害福祉サービスなどの利用に関する相談や情報の提供などについて、専門の相談員が応答します。相談は、原則毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00までです。最初は電話・FAXでご相談ください。

生活全般に関する相談

中央・宮原・警固屋・音戸・倉橋にお住まいの人

▶ まるごとネット呉中央
呉市中央3-12-17
(サポートセンターたまご内) ☎36-5959
FAX36-2827

昭和・天応・吉浦にお住まいの人

▶ まるごとネット呉西
呉市焼山中央5-11-28
(はーとふるスペース希望内) ☎69-1133
FAX36-5656

阿賀・広・郷原にお住まいの人

▶ まるごとネット呉東
呉市郷原町12380-181
(地域生活支援センターのろさん内) ☎77-0111
FAX77-0112

仁方・川尻・安浦・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊にお住まいの人

▶ まるごとネット呉安芸灘
呉市安浦町水尻1-3-1
(芸南支援センターくれんど内) ☎84-5803
FAX84-4041

障害種別に応じた相談(専門相談)

主に身体障害に関する相談

▶ 呉地域障害者生活支援センター ☎25-3710
呉市福祉会館1階 FAX25-7453
▶ 身体障害者福祉センター(手話相談可) ☎25-3415
つばき会館1階 FAX24-4118

精神障害に関する相談

▶ 地域活動支援センターふたば ☎76-4855
呉市広白石4-7-22 FAX76-4822

発達障害児に関する相談(児童療育相談)

▶ 児童発達支援センター 呉本庄つくし園 ☎73-4074
広市民センター4階 FAX71-6615
(児童療育・相談センター内)

障害者の虐待に関する相談

▶ 障害福祉課
(障害者虐待防止センター) ☎25-3107
FAX25-2522

どこに相談したらよいかわからないとき

▶ 障害福祉課 ☎25-3523
FAX25-2522

生活支援

問 生活支援課 ☎25-3159 FAX24-6813

生活保護

病気や事故、その他の理由で収入が減り、自分たちが精いっぱい努力をしても生活ができないときに、最低限度の生活を保障し、一日も早く自分たちで生活できるように手助けする制度です。

働ける人は働き、利用できる預金や資産、ほかの社会保障制度による給付、扶養義務者による援助など、あらゆるものを活用してもなお国が定めた保護基準(最低生活費の基準)より世帯の収入が少ないときに、生活保護の対象となります。

申請は、本人のほか、同居の家族・親子・兄弟姉妹などができます。



▶ 生活困窮者の自立支援

問 生活支援課(福祉の窓口) ☎25-3571 FAX24-6813

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。本人だけでなく、家族や知人からの相談にも応じます。

▶ 生活福祉資金貸付制度

問 呉市社会福祉協議会(呉市福祉会館) ☎69-3323

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、その経済的自立のため一時的に必要な貸し付けの相談に応じます。

■総合支援資金

生活全般に困難を抱えて、その立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導など)と生活費などを必要とし、貸し付けによって自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯に対して貸し付ける資金です。

- ①失業などにより生計の維持が困難となった低所得世帯であること。
- ②現に住居を有していること。あるいは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- ③就労または収入増が可能な状態にあり、それに向けて努力していること。
※原則として、ハローワークへ求職申込を行い、関係機関からの継続的支援を受けることに同意していること。
- ④就労または収入増により、自立が見込まれ、償還が見込めること。
- ⑤雇用保険、年金などの他の公的給付または公的貸付を受けることができないこと。
- ⑥原則として、申請時の年齢が20歳以上60歳未満であること。
- ⑦生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業などの利用申込を行い、自立相談支援機関などによる継続的な支援を受けることに同意していること。

■福祉資金

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、一時的に必要なと見込まれるとともに、日常生活上または自立生活に資するために貸し付ける資金です。

■教育支援資金

低所得世帯に属する者が、高等学校、大学または高等専門学校に就学あるいは入学する際に、必要な資金を貸し付ける資金です。

■不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金です。

■臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付または公的制度の申請を受理されている方に対して、当面の生活費を貸し付ける資金です。

▶ 民生委員・児童委員

問 福祉保健課 ☎25-3524 FAX24-4863

民生委員は、生活に困っている方や高齢者、障害のある方など、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政などと連携しながら、相談・支援を行っています。

また、民生委員は児童委員を兼ねており、児童、妊産婦、母子家庭などの福祉課題について、相談・支援も行います。

日常生活でお困りのことがありましたら、相談内容や個人の秘密は守りますので、お住まいの地区の民生委員にお気軽にご相談ください。

担当地区の民生委員が不明な場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

複雑化した福祉課題

▶ 重層的支援体制(相談支援)

問 重層的支援推進室 ☎25-5715

様々な分野(「高齢」、「障害」、「子ども」、「生活困窮」など)の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、どこに相談したらよいか迷う場合は、重層的支援推進室にご相談ください。

なお、呉市では、属性や世代を問わず包括的に既存の相談窓口でも相談をお受けする体制としています。それぞれの福祉課題の相談窓口で、分野を問わず気になることはご相談ください。(必要に応じ呉市全体で支援機関等のネットワークで対応します。)

■成年後見制度等相談

認知症や障害などにより判断能力や意思能力が不十分な人への支援について、重層的支援推進室または社会福祉協議会(呉市福祉会館 ☎25-0266)で相談をお受けしています。

▶ ケアラー・ヤングケアラー支援

ケアラーとは、心や体に不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人のことです。

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

ケアラー・ヤングケアラーが支援を必要とする場合など、本人でなくても相談に応じます。

・ケアラーの方の相談窓口

- | | | |
|-----------|-------------------|----------|
| 障害者に関する相談 | 問 障害福祉課 | ☎25-3523 |
| 高齢者に関する相談 | 問 高齢者支援課 | ☎25-3138 |
| 複合的な相談 | 問 重層的支援推進室 | ☎25-5715 |

・ヤングケアラーの方の相談窓口

- | | | |
|-----------|-------------------|----------|
| こどもと家族の相談 | 問 こども家庭相談課 | ☎25-3599 |
| 学校生活などの相談 | 問 学校安全課 | ☎25-3456 |
| 複合的な相談 | 問 重層的支援推進室 | ☎25-5715 |